○いわき市携帯電話基地局等の建設に係る紛争防止に関する要綱

平成19年５月23日制定

（目的）

第１条　この要綱は、本市における携帯電話基地局等の建設について必要な事項を定めることにより、建設に係る紛争を未然に防止し、市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　携帯電話基地局等　携帯電話及びＰＨＳの基地局のうち、いわき市の景観を守り育て創造する条例（平成12年いわき市条例第70号。以下「条例」という。）第２条第３号アに規定する大規模建築物等（地盤面からの高さが13メートルを超える工作物）に該当するものをいう。

(２)　建設　携帯電話基地局等のアンテナの設置及び当該アンテナの設置のための塔状工作物の築造をいう。

(３)　近隣住民　携帯電話基地局等のアンテナの中心からの水平距離が地盤面から当該アンテナの上端までの高さの２倍に相当する距離の範囲内にある土地の所有者又は建築物の所有者、若しくは居住者（建築物に携帯電話基地局等を設置する場合にあっては、土地の所有者を除く。）をいう。

(４)　周辺住民　前号に規定する水平距離が300メートルの範囲内にある建築物の所有者又は居住者のうち近隣住民以外の者をいう。

(５)　近隣関係住民　近隣住民及び周辺住民をいう。

(６)　事業者等　携帯電話基地局等の事業者、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。

（当事者の責務）

第３条　事業者等は、携帯電話基地局等の計画の策定、設計及び施工に当たっては、周辺の生活環境に及ぼす影響を十分に配慮するとともに、紛争の未然防止に努めるものとする。

２　事業者等及び近隣関係住民は、紛争が生じたときは相互に理解を深め、自主的に解決するよう努めるものとする。

（標識の設置）

第４条　事業者等は、携帯電話基地局等を建設しようとするときは、近隣関係住民に携帯電話基地局等の建設計画の周知を図るため、当該携帯電話基地局等の敷地の見えやすい場所に、携帯電話基地局等建設のお知らせ（第１号様式。以下「標識」という。）を設置するものとする。

２　標識の設置期間は、条例第19条第１項の規定による大規模行為の届出をする日の少なくとも30日前の日から工事完了の日までとする。

３　事業者等は、標識の記載事項が前項に規定する期間中不鮮明にならないよう維持管理するものとする。

４　事業者等は、標識を設置したときは、その標識を設置した日から４日以内に、標識設置届（第２号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出るものとする。

(１)　案内図、配置図（標識の設置場所を明示したもの）、平面図及び立面図

(２)　現況図（近隣関係住民を記載したもの）

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

５　事業者等は、標識の記載事項に変更があったときは、速やかに、当該標識に必要な修正を加えるとともに、標識記載事項変更届（第３号様式）により市長に届け出るものとする。

（説明会の開催等）

第５条　事業者等は、標識の設置後、速やかに、近隣住民及び近隣住民が属する自治会等の代表者（以下「自治会等の代表者」という。）に次に掲げる事項を説明するものとする。ただし、敷地及び周囲の状況等により、市長が必要がないと認めたときはこの限りでない。

(１)　携帯電話基地局等の形態、規模及び構造

(２)　携帯電話基地局等の工期、工法及び安全対策

２　事業者等は、周辺住民から前項各号に掲げる事項の説明を求められたときは、これに応じるものとする。

３　事業者等は、近隣関係住民又は自治会等の代表者から建設計画等の詳細について説明会の開催を求められたときは、これに応じるものとする。

４　事業者等は、説明会の開催に当たっては、その７日前までに、近隣関係住民（周辺住民については、説明会の開催を求めた者に限る。）及び自治会等の代表者に対し、説明会を開催する旨並びにその日時及び場所を文書により周知するものとする。

５　事業者等は、第１項及び第２項の規定による説明並びに第３項の規定による説明会での説明を行った後、建設計画を変更したとき又は標識の記載事項を変更したときは、当該説明を受けた者に対し、変更の概要について説明するよう努めるものとする。ただし、軽微な変更のときは、この限りでない。

（関係書類の提出）

第６条　事業者等は、携帯電話基地局等を建設しようとするときは、条例第19条第１項の規定による大規模行為の届出をする前に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(１)　近隣関係住民説明報告書（第４号様式）

(２)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　事業者等は、前項の規定による書類の提出を行なった後、近隣関係住民又は自治会等の代表者の求めに応じ、建設計画の詳細について説明会を開催したときは、速やかに、同項各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

３　第１項の規定による書類の提出は、建設しようとする携帯電話基地局等が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第１項第２号に規定する工作物（工作物の高さが15メートルを超えるもの）に該当するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第１項において準用する同法第６条第１項又は同法第６条の２第１項の規定による確認を申請する前までに行うものとする。

（紛争の調整）

第７条　携帯電話基地局等の建設に伴い事業者等と近隣関係住民との間に紛争が生じ、当事者間で話し合いによる解決ができず、事業者等、近隣住民又は自治会等の代表者から紛争の調整について要請があった場合には、市長は、当該紛争に係る調整を行うものとする。

（調整の打切り）

第８条　市長は、調整による紛争の解決の見込みがないと認めるときは、調整を打ち切るものとする。

（建設計画の取りやめ）

第９条　事業者等は、携帯電話基地局等の建設計画を取りやめた場合は、標識を撤去した後、速やかに、建設計画取りやめ届（第５号様式）を市長に提出するものとする。

附　則

１　この要綱は、平成19年６月１日から実施する。

２　第４条から第６条まで及び第９条の規定は、平成19年７月１日以後に条例第19条第１項の規定による大規模行為の届出がされる携帯電話基地局等に適用する。